

飲食店事業者の皆様へ！

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金の御案内

県内の飲食店における新型コロナウイルスの感染防止対策を強化するため、県では第三者認証による「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を実施しております。

このたび、この認証を取得した施設（認証申請中を含む）を営む事業者様を対象に、感染防止対策の強化に要した費用を助成する補助制度を創設しましたので、御活用ください。

<補助金の概要>

名 称	ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金
補助対象者	認証を取得した施設（認証申請中を含む）を営む事業者
補助対象費用	・補助対象者が新型コロナウイルス感染症対策で実施した設備の購入等に要した費用 【例】非接触型体温計、空気清浄機、CO2濃度測定器、オゾン発生装置、パーティション、手指消毒液、使い捨てマスク 等 ※裏面「費用助成の対象となる設備等」参照 ・令和2年1月6日（月）から令和3年12月31日（金）までに支払を行ったもの
補助率	10/10 「補助対象経費の実支出額」（他の補助金等によって交付された又は交付見込みの金額を控除した額）と「補助上限額」を比較していずれが少ない額
補助上限額	施設ごとに、利用客及び従業員が常時使用する箇所の面積に応じて設定 ・200㎡未満 : 10万円 ・200㎡以上 400㎡未満 : 20万円 ・400㎡以上 : 30万円
受付期間	令和3年6月30日（水）から令和4年1月21日（金）まで
申請方法	1 電子申請（準備中） 2 書面申請（以下の宛先へ簡易書留で御郵送ください。） 〒420-0853 静岡県葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザマビル2F ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 宛
申請書の入手先	静岡県ホームページからダウンロードしてください。 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-anzen_anshin_ninsyo_hozyo.html

【問い合わせ先】

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

補助対象となる設備等

1 設 備

用 途	対 象 設 備	対象外設備
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済に用いる端末（ソフトウェア含む）及び配線	主用途がキャッシュレス決済となっていない端末や配線
発熱等確認	熱感知カメラ（サーモグラフィー）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板、パルスオキシメーター	
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、換気扇、CO ₂ 濃度測定器	空気清浄機能や換気機能が無いエアコン
滅菌	非接触型消毒液噴霧器（感応式、足踏式）、衣服等滅菌装置、紫外線滅菌装置、スリッパ消毒装置、加湿器、湿度計、オゾン発生装置、消毒薬設置台	次亜塩素酸水噴霧器
手洗い	除菌電解水給水器、引き落とし式ペーパータオルホルダー	ハンドドライヤー
接触防止	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン、人感センサー付き照明器具、センサー型自動水栓、送迎車用ビニールシート、自動扉、足下への距離表示シール、三密防止啓発のための掲示物	
顧客情報の管理	顧客情報管理用の端末	

2 消耗品

新型コロナウイルス感染症対策で必要となった消耗品の購入費

用 途	対象となる消耗品の例
滅菌	手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（備品消毒用）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 等
手洗い	ペーパータオル、せっけん（詰め替え用） 等
接触防止	フェイスシールド、使い捨てマスク、使い捨て手袋 等

注1：設備の修繕費用やリース料金（前払い分を除く）、取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：その他の設備等が対象に含まれるかどうかは、個別に御相談ください。

【問い合わせ先】

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前8時30分から午後5時15分まで）